相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　柳井　棹次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日
高知市上町一丁目一番一一号奥田ビル二階
相続財産管理人　弁護士　川竹　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　柳井　清吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日
高知市上町一丁目一番一一号奥田ビル二階
相続財産管理人　弁護士　川竹　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　矢野　実平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日
高知市上町一丁目一番一一号奥田ビル二階
相続財産管理人　弁護士　川竹　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　下村　要助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日
高知市上町一丁目一番一一号奥田ビル二階
相続財産管理人　弁護士　川竹　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　竹崎宗十郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日
高知市上町一丁目一番一一号奥田ビル二階
相続財産管理人　弁護士　川竹　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　吉永　常次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日
高知市上町一丁目一番一一号奥田ビル二階
相続財産管理人　弁護士　川竹　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　津野　安治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日
高知市上町一丁目一番一一号奥田ビル二階
相続財産管理人　弁護士　川竹　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　小島　丹次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日
高知市上町一丁目一番一一号奥田ビル二階
相続財産管理人　弁護士　川竹　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　野村兼太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日
高知市上町一丁目一番一一号奥田ビル二階
相続財産管理人　弁護士　川竹　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　鹿藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日
高知市上町一丁目一番一一号奥田ビル二階
相続財産管理人　弁護士　川竹　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区関口三丁目二二番地、最後の住所福岡市東区香住ヶ丘三丁目二八番二六号
被相続人　亡　疋田　雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成26年9月26日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ながぬま農業協同組合　②北海道知事空知(4)第426号　③代表理事　内田和幸　④北海道夕張郡長沼町銀座北一丁目5番19号　⑤1000万円　⑥北海道知事　⑦北海道夕張郡長沼町銀座北一丁目5番19号　ながぬま農業協同組合　代表理事　永井孝雄

平成二十六年九月二十六日
福岡市中央区舞鶴三―二―三一
相続財産管理人　司法書士　森　浩一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県速見郡日出町大字大神七八五三番地一、最後の住所大分県中津市大字是則九五七番地六
被相続人　亡　河野　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日
大分県日田市田島二丁目一番二〇号第二光ビル一〇二号室
相続財産管理人　吉井　和明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県西都市大字鹿野田六一八八番地、最後の住所宮崎県宮崎市月見ヶ丘二丁目二八番七号
被相続人　亡　横山　奎圃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十六日
宮崎県宮崎市宮田町一一番二三号黒木ハイツ二〇一
相続財産管理人　弁護士　町元　真也